

平成30年第四回練馬区議会定例会議決件名一覧表

平成30年12月14日

議	決	議	案
---	---	---	---

- 1 議案第98号 練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 2 議案第99号 練馬区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 3 議案第100号 練馬区立練馬総合運動場公園条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 4 議案第101号 練馬区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 5 議案第102号 練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 6 議案第103号 練馬区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 7 議案第104号 練馬区児童育成手当条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 8 議案第105号 特別区道路線の認定について(石神井町二丁目) (原案通り可決確定)
- 9 議案第106号 特別区道路線の認定について(石神井台八丁目) (原案通り可決確定)
- 10 議案第107号 特別区道路線の認定について(大泉町三丁目) (原案通り可決確定)
- 11 議案第108号 特別区道路線の認定について(大泉学園町一丁目) (原案通り可決確定)
- 12 議案第109号 特別区道路線の認定について(北町八丁目) (原案通り可決確定)
- 13 議案第110号 練馬区立大泉西中学校校舎等改築工事請負契約 (原案通り可決確定)
- 14 議案第111号 練馬区立大泉西中学校校舎等改築機械設備工事請負契約 (原案通り可決確定)
- 15 議案第112号 練馬区立大泉西中学校校舎等改築電気設備工事請負契約 (原案通り可決確定)
- 16 議案第113号 仮称練馬区立練馬総合運動場公園整備工事請負契約の一部変更について (原案通り可決確定)
- 17 議案第114号 仮称平和台駅地下自転車駐車場整備工事(第二工区)請負契約の一部変更について (原案通り可決確定)
- 18 議案第115号 練馬区立下石神井小学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について (原案通り可決確定)
- 19 議案第116号 練馬区立下石神井小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について (原案通り可決確定)
- 20 議案第117号 練馬区立下石神井小学校校舎等改築電気設備工事請負契約の一部変更について (原案通り可決確定)
- 21 議案第118号 練馬区立自転車駐車場の精算機等の買入れについて (原案通り可決確定)
- 22 議案第119号 土地の買入れについて(仮称練馬区立上石神井三丁目公園用地) (原案通り可決確定)
- 23 議案第120号 指定管理者の指定について(練馬区立区民・産業プラザ) (原案通り可決確定)

- 24 議案第121号 指定管理者の指定について（練馬区立石神井公園ふるさと文化館）（原案通り可決確定）
- 25 議案第122号 指定管理者の指定について（練馬区立石神井松の風文化公園）（原案通り可決確定）
- 26 議案第123号 指定管理者の指定について（練馬区立石神井町福祉園）（原案通り可決確定）
- 27 議案第124号 指定管理者の指定について（練馬区立白百合福祉作業所）（原案通り可決確定）
- 28 議案第125号 指定管理者の指定について（練馬区立かたくり福祉作業所）（原案通り可決確定）
- 29 議案第126号 指定管理者の指定について（練馬区立しらゆり荘）（原案通り可決確定）
- 30 議案第127号 指定管理者の指定について（練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター）（原案通り可決確定）
- 31 議案第128号 指定管理者の指定について（練馬区立石神井障害者地域生活支援センター）（原案通り可決確定）
- 32 議案第129号 指定管理者の指定について（練馬区立母子生活支援施設）（原案通り可決確定）
- 33 議案第130号 指定管理者の指定について（練馬区立はつらつセンター豊玉）（原案通り可決確定）
- 34 議案第131号 指定管理者の指定について（練馬区立土支田デイサービスセンター等）（原案通り可決確定）
- 35 議案第132号 指定管理者の指定について（練馬区立高野台デイサービスセンター）（原案通り可決確定）
- 36 議案第133号 指定管理者の指定について（練馬区立小竹図書館）（原案通り可決確定）
- 37 議員提出議案第6号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書（原案通り可決確定）
- 38 委員会提出議案第3号 平成30年度の病院等への病床配分に係る意見書（原案通り可決確定）

## 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

義援金差押禁止法とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや、義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、平成 23 年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため、議員立法で成立させたものである。

また、平成 28 年の熊本地震や、平成 30 年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は、台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生たびに立法化されてきた経緯があり、近年のわが国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

よって、本区議会は国に対し、義援金差押禁止法については、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久法としての立法化を早期に進めることを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 14 日

練馬区議会議長 福 沢 剛

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
衆議院議長  
参議院議長

} あて

## 平成30年度の病院等への病床配分に係る意見書

区の人口は73万2千人を超え、一部の県を上回る人口規模でありながら、200床を超える病院は3施設のみである。人口10万人当たりの一般・療養病床数は平成30年6月1日現在288床であり、23区平均である771床の約3分の1にとどまっている。医療機能の面でも、急性期から回復期、慢性期まで、すべての機能が不足しており、入院を必要とする区民の約7割は区外の病院に入院している。

今後、高齢化の進展に伴い、高齢者人口が増加し続け、30年後には20万人を超えることが見込まれており、入院や在宅医療等の医療需要が増大することは必至である。こうした中、区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することが急務となっている。

これまで入院医療は、基本的に二次保健医療圏において確保することとされてきたが、地域包括ケアシステムの確立には、住民の視点に立ち、身近な地域にバランスのとれた切れ目のない医療提供体制が整備される必要がある。

団塊の世代がすべて後期高齢者となる37年を目前に控えた今こそ、将来を見据えた医療政策の展開が求められている。

よって、本区議会は、平成30年度の一般病床および療養病床の配分にあたり、次の事項について強く要望する。

- 1 地域包括ケアシステム的确立に向けて、二次保健医療圏内の基礎的自治体ごとの医療機能の配置状況、人口規模や面積を総合的に勘案し、不足する病床機能の充実と病床偏在の是正に配慮されたい。
- 2 とりわけ、在宅療養を支える回復期・慢性期の病床は、基礎的自治体ごとに必要な数を整備できるよう配慮されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年12月14日

練馬区議会議長 福 沢 剛

東京都知事 あて